

## 宿泊型新保健指導試行事業 Q&A集

**Q：宿泊型新保健指導（スマート・ライフ・ステイ）プログラムとは？**

**A：糖尿病が疑われる者等を対象として、ホテル、旅館等の宿泊施設や地元観光資源等を活用して保健師、管理栄養士、健康運動指導士等多職種で連携して提供する新たな保健指導プログラムとなります。**

## 宿泊型新保健指導試行事業 Q&A集

Q：保健指導とは何ですか？

A：糖尿病等の生活習慣病の予備群に対する保健指導とは、対象者の生活を基盤とし、対象者が自らの生活習慣における課題に気づき、健康的な行動変容の方向性を自らが導き出せるように支援することです。

保健指導の重要な点は、対象者に必要な行動変容に関する情報を提示し、自己決定できるように支援することであり、そのことによって、対象者が健康的な生活を維持できるよう支援することです。

## 宿泊型新保健指導試行事業 Q&A集

Q：どのような人員が必要ですか？

A：事業の実施にあたっては、運営責任者、プログラム管理者、および保健指導実施者を確保することが必要になります。

運営責任者は、事業全体の進行管理、事業全体の分析・評価、厚生労働省への報告等を行う事業運営面での責任者であり、プログラム管理者からプログラムに関する報告・連絡・相談を受ける立場にあります。

プログラム管理者は、プログラムの実施場所で、プログラムの評価を行い、必要に応じて適切にプログラム内容を修正し、実施内容に関するトラブル等に対応することが可能な十分な経験を有する保健指導実施者（医師、保健師、管理栄養士）の統括者です。

また、保健指導の実施にあたっては、保健師、管理栄養士、健康運動指導士等を確保することが必要になり、当該プログラムへの参加をもって特定保健指導として実施する場合には、現行の制度上、必要な体制を整える必要があります。

なお、宿泊型新保健指導プログラムは、複数の職種の保健指導実施者で提供する必要があります。

## 宿泊型新保健指導試行事業 Q&A集

Q：具体的には、何をすればいいのでしょうか？

A：チェックリストで確認して下さい。

- 宿泊型新保健指導を実施する場所（座学、グループ学習、個別相談、適切な食事提供や雨天時も含め運動の実践が可能な宿泊・運動施設、自然環境等）は確保できていますか。
  
- 複数の職種の保健指導実施者（保健師、管理栄養士、健康運動指導士等）は確保できていますか。
  
- 多職種で連携した保健指導の提供が可能な体制は取れていますか。
  
- 実施主体が直接保健指導を行わない場合は、保健指導機関等と連携し、共同で実施する体制が取れていますか。

## 宿泊型新保健指導試行事業 Q&A集

**Q：地元の観光資源を活用することもできますか？**

**A：宿泊型新保健指導を実施する場所の確保にあたり、ホテル・旅館等の地域の宿泊施設を活用いただけるほか、スポーツ・観光などのオプションを盛り込む場合においても地域の観光資源を活用いただけます。**

## 宿泊型新保健指導試行事業 Q&A集

Q：個人情報の保護について

A：以下ポイントを確認してください。

- ☑ 個人情報の管理方法を関係者で共有していますか。  
(マニュアルの作成、研修の実施等)
- ☑ 保健指導実施者に守秘義務を課していますか。
- ☑ 外部委託先の情報管理に関する規定を確認していますか。
- ☑ 参加者から個人情報の取り扱いに関する同意書を取得していますか。
- ☑ 各関係者における個人情報の管理状況を定期的に確認していますか。
- ☑ 個人の健康情報等の不適切な利用や、漏えいがあった場合の対応手順を明らかにしていますか。

**Q：宿泊費は補助対象となるのでしょうか？**

**A：参加者の宿泊費（食事代、部屋代等）については補助対象外となります。  
なお、旅費（交通費の実費弁償分）については補助対象とします。**

**Q：本事業の実施主体（代表団体）に雇用されている職員が本事業に携わる場合、その労働の対価として、「賃金」の支出科目で支出しても良いのでしょうか？**

**A：本事業に当該職員が携わる場合には、補助対象外です。  
なお、業務外に行う場合は、補助対象とします。**

**Q：宿泊施設において、「健康な食事」の食事パターンに関する基準に準拠した食事などの試作をするための費用は補助対象となるのでしょうか？**

**A：補助対象外となります。**

**Q：本事業の対象者の家族と一緒に参加した場合、家族にかかる経費は補助対象となるのでしょうか？**

**A：補助対象外となります。**  
ただし、家族の方が本事業の対象者である場合は、補助対象となります。